

○役員報酬等に関する細則

制 定 平成18年11月2日

最終変更 平成25年5月15日

(目的)

第1条 この細則は、会則第92条に定める会長及び専務理事に支給する報酬、並びに会則第88条第2項に定める会員外の学識経験を有する理事(以下「外部理事」という。)及び同条第3項ただし書きに定める会員外の学識経験を有する監事(以下「外部監事」という。)に支給する報酬等について、必要な事項を定める。

(報酬等の種類及び支給基準)

第2条 役員に支給する報酬の額は、次の各号のとおりとする。

- 一 会長 年額3,000万円を超えない範囲内で理事会が定める額
- 二 専務理事 年額3,000万円を超えない範囲内で理事会が定める額
- 三 外部理事 月額10万円
- 四 外部監事 月額10万円

2 外部理事及び外部監事には、第1項の報酬のほか、会議出席1日当たり次の各号に掲げる会議出席手当及び車代を支給する。

一 会議出席手当

イ 3時間以内 5万円

ロ 3時間超 10万円

二 車代 5,000円(ただし、鉄道等による交通手段の実費が5,000円を超えるときは旅費細則第6条を準用する。)

3 専務理事には、通勤に要する交通費として通勤手当(給与法に準ずる。)を支給する。

(支給方法)

第3条 会長及び専務理事の報酬は、年額の12分の1の額を毎月支給する。

2 報酬等(前条第3項第二号の車代を除く。)は、毎月25日(当日が休日のときは前日に繰り上げる。)に支給する。

3 源泉所得税、社会保険料等は毎月の報酬から控除して支給する。

4 会長又は専務理事が、任期途中で退任したときは、月割計算により退任した月までの報酬を支給する。

(その他)

第4条 この細則に定めのない事項については、理事会において決定する。